

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

猪名川町上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は**5年ごとの更新**が必要になります

指定給水装置工事事業者の資格の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無制限から**5年間**となります。

※現行制度での指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年： 2020年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	改正法施行日の前日から2年： 2021年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	改正法施行日の前日から3年： 2022年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	改正法施行日の前日から4年： 2023年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	改正法施行日の前日から5年： 2024年9月29日まで

※更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に通知します。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された失格要件に該当しない者

●更新に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者更新申請書(様式第1号)・誓約書(様式第2号)・給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第3号)・指定更新時確認事項(様式第4号)・機械器具調書(別表)
- ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人)又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(**免状**又は**技術者証**等)

●指定更新申請時に以下の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ・指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ・指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ・給水装置工事主任技術者等の研修会の受講実績
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

お問い合わせ

猪名川町上下水道課 TEL: 072-766-8716